

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 11 月 13 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

第 1 監査の概要

1 監査の期間

令和 7 年 9 月 1 日(月)から令和 7 年 10 月 27 日(月)まで

2 監査の対象

「飯塚市健康の森公園体育施設」の指定管理者の業務について

- ・ 指定管理者 一般社団法人 飯塚市スポーツ協会
- ・ 所管課 スポーツ振興課

3 監査の場所

当該施設及び監査事務局

4 監査の範囲

令和 6 年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

5 監査の方法

「飯塚市健康の森公園体育施設」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

6 監査の主な着眼点

【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

- ① 施設管理業務の実施状況

- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
 - ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

- (1) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (2) 指定管理業務の履行確認は、精算報告書または実績報告書により適切に行われているか。
- (3) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

第2 監査の結果

1 指定管理料 令和6年度 71,074,417円

2 監査結果の内容

今回の監査においては、施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定書等に基づき適正かつ効率的に行われているかに留意して実施しました。

その結果、「飯塚市健康の森公園体育施設」における公の施設の管理に係る財務その他の事務は、概ね適正に執行されていることが認められました。今後とも、指定管理協定書等に基づく、適正な事務処理と事業の公益性のために、より一層努力されることを望みます。

なお、令和6年度事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

【スポーツ振興課に対する指摘事項】

1 再委託について(局長指摘事項)

総務省自治行政局長通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」(平成15年7月17日付総行第87号)には、「清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。」と記されている。さらに、「飯塚市健康の森公園体育施設管理運営仕様書」においても「業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。」としている。

しかしながら、清掃、警備といった個々の具体的業務でない「運営管理業務」を健康の森公園市民プールにおいて、第三者に委託し業務を行わせているが、運営管理自体の業務を再委託することは協定に反するものである。

所管課は、再委託の承諾を行う際は委託を行おうとする業務内容を精査し、協定に反する委託となっていないか十分に確認すること。また、健康の森公園市民プールの再委託について、見直しを行うよう指定管理者に指導すること。

2 備品について(局長指摘事項)

以前から指摘を行っていた備品について確認を行ったところ、次のような不適切な処理が見受けられた。

- (1) 備品台帳に登録されているホストコンピュータについて確認を行ったところ、不用品の決定及び処分の決裁を受けることなく廃棄していた。
- (2) 市民プールにAEDが設置されているが、備品台帳に記載されていなかった。
- (3) 指定管理者が、バーベルプレート整理台を購入しているが、市に報告がなされておらず、備品台帳にも記載されていなかった。
- (4) 故障により使用できなくなった運動器具等が、備品登録されたままとなっていた。

「飯塚市健康の森公園体育施設指定管理者の仕様書 15. 物品の帰属等」によれば、「指定管理者は、市の所有に属する物品については、(中略)購入及び廃棄等の異動について定期的に市長等に報告しなければならない。」と規定されており、備品の帰属を明確にするためにも、備品購入及び廃棄等の異動については、定期的に指定管理者より報告を受け、備品登録及び標識の貼付を行い適切な備品管理を行うこと。

なお、現在の指定管理者は令和 8 年 3 月 31 日で指定期間を満了するが、指定期間の満了に際しては、管理物品等についてその帰属を含めて、確実に確認を行い、備品台帳の整理を行うこと。また、市は、正確な備品台帳を指定管理者に提示すること。

3 健康の森公園多目的広場及び多目的施設の利用許可について(局長指摘事項)

(1) 利用料金の減免について

飯塚市都市公園体育施設条例(平成 18 年飯塚市条例第 197 号)第 5 条によれば「指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。」とされている。

しかしながら、減免申請を行う際の利用料金減免申請書の提出は、飯塚市長(スポーツ振興課)あてになされ、スポーツ振興課長が決裁を行い、減免についての可否の判断を行っていた。

(2) 利用許可書について

飯塚市都市公園体育施設条例施行規則(平成 26 年飯塚市規則第 21 号。以下「施設条例施行規則」という。)第 2 条及び第 3 条によれば、健康の森公園多目的広場及び多目的施設(以下「多目的施設等」という。)の利用については、利用許可申請書の提出及び利用許可書、または個人利用回数券の発行により許可を受けることと規定されている。

しかしながら、多目的施設等の利用料金については、発券機で管理しており、利用者の記名は行っているものの、規定された許可書等の提出及び発行はなされていない。このことについては、前回の監査においても指摘を行ったところである。

(3) 申請書の様式について

多目的施設等を利用しようとする者は、施設条例施行規則第 2 条において「利用許可申請書」を、また利用料金の減免等を受けようとするものは、施設条例施行規則第 5 条第 2 項において「利用料金減免申請書」を指定管理者に申請するものとされている。

「利用許可申請書」及び「利用料金減免申請書」を確認したところ、施設条例施行規則で規定された様式と異なる申請書により申請されたものについて、受理していたものがあった。

所管課は、条例等に基づき適正な処理を行うこと。また、指定管理者が規則を

遵守し適正な事務処理を行うよう指導するとともに、例規が実情にそぐわないのであれば、見直しを行うこと。

4 屋外レジャープールについて(局長指摘事項)

屋外レジャープールは、夏場の余暇を楽しむ施設として多くの市民が訪れている。しかしながら、施設としては老朽化が著しく、プール全体において塗装が剥がれ、亀裂が生じている。毎年、プールサイドのシートを張り替えるなどの対策は講じているものの、経年劣化に対応が追い付いてない状況である。

現状の状態のままでは、利用者の事故につながることを懸念されるため、改修工事等の根本的な安全対策を行うこと。

【飯塚市健康の森公園体育施設指定管理者に対する指摘事項】

1 再委託について(局長指摘事項)

総務省自治行政局長通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」(平成 15 年 7 月 17 日付総行第 87 号)には、「清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。」と記されている。さらに、「飯塚市健康の森公園体育施設管理運営仕様書」においても「業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。」とされています。

しかしながら、清掃、警備といった個々の具体的業務でない「運営管理業務」を健康の森公園市民プールにおいて、第三者に委託し業務を行わせていますが、運営管理自体の業務を再委託することは協定に反するものです。

健康の森公園市民プールの再委託について、見直しを行ってください。

2 備品について(局長指摘事項)

以前から指摘を行っていた備品について確認を行ったところ、次のような不適切な処理が見受けられました。

- (1) 備品台帳に登録されているホストコンピュータについて確認を行ったところ、不用品の決定及び処分の決裁を受けることなく廃棄していました。
- (2) 市民プールに AED が設置されているが、備品台帳に記載されていませんで

した。

(3) 指定管理者が、バーベルプレート整理台を購入していますが、市に報告がなされておらず、備品台帳にも記載されていませんでした。

(4) 故障により使用できなくなった運動器具等が、備品登録されたままとなっていました。

「飯塚市健康の森公園体育施設指定管理者の仕様書 15. 物品の帰属等」によれば、「指定管理者は、市の所有に属する物品については、(中略)購入及び廃棄等の異動について定期的に市長等に報告しなければならない。」と規定されており、備品の帰属を明確にするためにも、備品購入及び廃棄等の異動については、定期的に指定管理者より報告を受け、備品登録及び標識の貼付を行い適切な備品管理を行ってください。

なお、現在の指定管理者は令和 8 年 3 月 31 日で指定期間を満了しますが、指定期間の満了に際しては、管理物品等についてその帰属を含め、確実に確認を行い、備品台帳の整理を行ってください。

3 健康の森公園多目的広場及び多目的施設の利用許可について(局長指摘事項)

(1) 利用料金の減免について

飯塚市都市公園体育施設条例(平成 18 年飯塚市条例第 197 号)第 5 条によれば「指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。」とされています。

しかしながら、減免申請を行う際の利用料金減免申請書の提出は、飯塚市長(スポーツ振興課)あてになされ、スポーツ振興課長が決裁を行い、減免についての可否の判断を行っていました。

(2) 利用許可書について

飯塚市都市公園体育施設条例施行規則(平成 26 年飯塚市規則第 21 号。以下「施設条例施行規則」という。)第 2 条及び第 3 条によれば、健康の森公園多目的広場及び多目的施設(以下「多目的施設等」という。)の利用については、利用許可申請書の提出及び利用許可書、または個人利用回数券の発行により許可を受けることと規定されています。

しかしながら、多目的施設等の利用料金については、発券機で管理しており、利用者の記名は行っているものの、規定された許可書等の提出及び発行はなされていませんでした。このことについては、前回の監査においても指摘を行ったところ です。

(3) 申請書の様式について

多目的施設等を利用しようとする者は、施設条例施行規則第2条において「利用許可申請書」を、また利用料金の減免等を受けようとするものは、施設条例施行規則第5条第2項において「利用料金減免申請書」を指定管理者に申請するものとされています。

「利用許可申請書」及び「利用料金減免申請書」を確認したところ、施設条例施行規則で規定された様式と異なる申請書により申請されたものについて、受理していたものがありました。

規則を遵守し適正な事務処理を行ってください。